**事前確認票〔外国人又は特定類型該当者受入用〕**

※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等及び外国人以外で特定類型該当者（以下、「受入予定者」という。）の受入れを検討する際に、提出してください。

※受入予定者の所属が変わる場合（留学生から研究者として本学で雇用する場合を含む）にも提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 |  年 月 日 |
| 申請者（受入教員等）氏名 |  |
| 所属・職位 |  |
| メールアドレス |  |

１．受入予定者

|  |  |
| --- | --- |
| 受入カテゴリ（該当欄にチェック） | □留学生〔 □大学院生 □学部学生　□研究生　□聴講生　□科目等履修生 □その他（　　　　　　）〕□研究者・教員〔 □雇用関係あり（職名：　　　　　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　 ）〕□一時滞在者　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名 |  |
| 出身国（国籍） |  |
| 出身組織 |  |
| 特定類型該当性 | □類型①　　　□類型②　　　□類型③　　該当性の根拠〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 受入予定期間 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日　　～　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 出国時の対応 | 受入期間終了後の受入予定者の雇用先が、明らかである場合はご記入ください。 |

※同一組織の同一部署から同時に学士課程又は講義の受講のみを目的として複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織（その属する国・地域名を含む。）を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、非居住者が入国後６か月経ち居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

**◆受入予定者を、①学士課程に受け入れる場合、②講義の受講のみを目的とする場合、又は③提供する技術が社会科学（人文科学）の分野に関するものである場合（ただし、安全保障輸出管理上懸念すべき技術等が含まれないこと）には、これ以下の欄への記入は不要です。**

２．提供予定技術等

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受入予定者の研究計画 |  |
| 提供予定技術の概要 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供予定の技術又は輸出する貨物は、リスト規制対象品目に該当しますか？※「貨物・技術のマトリクス表」を参照のうえ、ご確認ください。 | □　はい | □　いいえ |
| 「はい」と回答した場合は、該当項番等をご記入ください。 |
| 「いいえ」と回答した場合は、その理由をご記入ください。* 当該技術が、「貨物・技術のマトリクス表」に記載されていない。
* 「貨物・技術のマトリクス表」に記載されているが、貨物等省令の定める仕様に該当しない。
* その他（以下に理由をご記載ください）
 |

３．受入予定者の懸念情報

※１の「受入予定者」①国籍 ②出身組織 ③該当性の根拠に記載した懸念情報

※該当する項目の□にチェックを入れてください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 受入予定者は、懸念国、または国連武器禁輸国・地域に所在していますか？※対象国については、経済産業省が公表する最新情報を担当課が本欄に記載する。 | □　はい | □　いいえ |
| ２ | 受入予定者は、外国ユーザーリストに掲載されている大学・企業・機関に所属する者（過去に所属していた場合を含む）ですか？※対象国については、経済産業省が公表する最新情報を担当課が本欄に記載する。※詳しくは、経済産業省HPの[外国ユーザーリスト](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list)を参照してください。 | □　はい | □　いいえ |
| ３ | 受入予定者が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある、又は過去関与していた疑いがある。 | □　はい | □　いいえ |
| ４ | 受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。 | □　はい | □　いいえ |
| ５ | 受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。 | □　はい | □　いいえ |
| ６ | 受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。 | □　はい | □　いいえ |
| ７ | その他、受入予定者や２「提供予定技術等」に記載した内容について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） | □　はい | □　いいえ |
|  | 上記７で「はい」とした場合、本欄にその理由を記載してください。 |

※いずれかが「はい」の場合は、計画段階で部局輸出管理責任者又は輸出管理責任者に相談してください。

４．＜技術の提供の場合＞外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術の提供である。 | □はい □いいえ |

※「公知の技術の提供」提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。例えば、大学院生（博士後期課程・修士課程）の受入れの場合は、「いいえ」にチェックしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい □いいえ |

※「基礎科学分野の研究活動」提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記以外の例外規定を適用する場合は、本欄にその根拠を記載してください。

※「その他の例外規定」

|  |
| --- |
|  |

※疑義等がある場合は、部局輸出管理責任者又は輸出管理責任者に相談してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。□ 受入可□ 該非判定・受入審査の手続きを要する

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部局輸出管理責任者 | 輸出管理責任者 | 受付（事務局） |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

 |